

令和元年11月定例会 次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会(付託)

令和元年12月13日(金)

[委員会の概要]

須見委員長

ただいまから、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

ただちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○医療介護総合確保促進法に基づく令和元年度県計画(医療分)の概要について(資料1)

○徳島県ひきこもりに関する実態調査の結果について(資料2-1, 資料2-2)

○保育所等入所待機児童数(速報値)について(資料3)

○第2期徳島はぐくみプラン(後期計画)素案について(資料4-1, 資料4-2)

○第二期徳島県子ども・子育て支援事業支援計画素案について(資料5-1, 資料5-2)

○こども未来応援プラン(仮称)素案について(資料6-1, 資料6-2)

○徳島県ひとり親家庭等自立促進計画素案について(資料7-1, 資料7-2)

○「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」骨子について(資料8)

仁井谷保健福祉部長

この際、2点御報告させていただきます。

お手元に配布の資料1を御覧ください。

まず、医療介護総合確保促進法に基づく令和元年度県計画(医療分)の概要についてでございます。国の地域医療介護総合確保基金の医療分につきまして、この度内示がございました。全国での基金規模は1,034億円でございますが、本県に対する内示額は上の表の中の合計欄のところでございますが、5億9,500万3,000円でございます。

これに、昨年度までに内示のあった基金の使い残しの分を足しまして、9億3,285万5,000円を本年度の県計画といたしたいと考えてございます。これによりまして、今年度予定している事業は実施可能と見込んでおります。

このうち、次世代人材育成・少子高齢化分は、在宅医療推進事業と医療従事者養成確保事業で、合わせまして計画額4億8,889万8,000円でございます。

事業の概要でございますが、まず、在宅医療を支える体制整備といたしましては、在宅医療のリーダーとなるかかりつけ医の研修事業、あるいは在宅医療介護連携サポート事業といたしまして、在宅医療をやっている患者さんが、入院が必要となった場合、その受入れを行う後方支援業務を構築していくための支援をする業務を予定しております。

医療従事者養成確保事業といたしましては、医師の地域偏在対策のための事業といたし

まして、地域枠医師の配置調整、あるいはカリキュラム作成などを行う地域医療支援センターの運営、あるいは介護職員の確保のための事業といたしまして、病院内保育所の運営補助、へき地看護職員確保・定着推進事業などを予定しております。

また、医療従事者の勤務環境改善のための事業といたしましては、小児救急医療体制整備、あるいは子ども医療電話相談事業などを予定しております。

続きまして2点目の報告事項ですが、資料2-1を御覧ください。徳島県ひきこもりに関する実態調査の結果についてでございます。昨日の文教厚生委員会でも報告させていただいたものと同様のものがございます。

これまで、ひきこもりの実態調査につきましては、内閣府におきまして、標本調査という形で一定のサンプル調査を統計的に処理をして分析をするという調査のみ行われておりましたが、今回、県として実態を把握するという調査をしたものがございます。

調査の概要でございますが、調査の対象は概ね15歳以上で、病気や障がい・高齢といった理由無く、直近6か月以上にわたり、仕事や学校に行かず、家族以外との交流がほとんどなく、外出しない方ということでございます。

調査方法といたしましては、県内の民生委員・児童委員さんに対しましてアンケート調査として行っておりまして、回収率は81.6パーセントでございます。

調査結果といたしまして、今回把握ができました「ひきこもり」という定義に該当する方は550人で、傾向といたしましては、男性が78パーセント、年齢別では40代の方が29パーセントで最も多く、30代から50代の中年の方が多い。

ひきこもり期間につきましては、5年以上の長期にわたる方が多い。理由につきましては様々でございますが、精神的な疾病や性格が最も多く、離職、不登校からそのまま長期の状態となっている方が多い、という結果でございました。

この結果を踏まえまして、県の今後の施策の検討資料として活用してまいりたいと考えております。保健福祉部からの報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

板東県民環境部長

この際、5点、御報告させていただきます。お手元にお配りしております資料3を御覧ください。保育所等入所待機児童数(速報値)についてでございます。本年10月1日時点の本県における待機児童数は、昨年と比べて20人増の209人となっており、市町村ごとの内訳は、記載のとおりでございます。引き続き、保育所等の整備による受け皿の拡大を図りますとともに、保育士確保の取組を強化し、1日も早い待機児童解消に向け、取り組んでまいります。

次に、資料4-1を御覧ください。第2期徳島はぐくみプラン改定素案についてでございます。1の改定の趣旨につきましては、現計画が今年度末に終期を迎えることから、これまでの成果や課題、幼児教育・保育の無償化などの今日的課題を踏まえ、これらに的確に対応した施策を展開することにより、少子化の流れに歯止めをかけ、持続可能な地域社会の実現を図るため、現計画を改定するものがございます。3の計画の期間は、令和2年度からの5年間としており、4の計画の将来目標につきましては、令和7年に希望出生率1.8の実現を目指してまいります。計画改定の新たな視点といたしましては、「基本方針I 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう環境づくり」として、未婚の若者に対するラ

イフデザイン形成の推進、「基本方針Ⅱ あらゆる主体が協働して子どもを育む社会づくり」として、テレワークをはじめとする多様な働き方の推進、「基本方針Ⅲ 子どもや若者が幸せを実感し、住みたいと思う地域づくり」として、成年年齢引下げを見据えた若者の育成など、SDGsを視野に入れながら3つの基本方針の下に整理をしております。

資料の裏面を御覧ください。素案の施策体系についてでございます。子供たちを大切に育み、子育ての喜びを分かち合える徳島を目指すとの基本理念の下、先ほど御説明いたしました3つの基本方針に4項目の主要課題を設定し、主な取組を記載しており、詳細につきましては、お手元の資料4-2を御参照いただければと思います。

次に、資料5-1を御覧ください。第二期徳島県子ども・子育て支援事業支援計画(素案)についてでございます。1の計画策定の趣旨につきましては、現計画が、今年度末に終期を迎えることから、幼児教育・保育の無償化、児童福祉法の改正などの新たな課題を踏まえ、待機児童の早期解消をはじめとする課題解決のために、市町村が策定する計画に基づく取組が円滑に実施されるよう、必要な支援を行うために策定するものでございます。3の計画期間は、令和2年度からの5年間としております。4の主な支援策としましては、待機児童が発生している市町村における積極的な施設整備の促進による待機児童の早期解消や、新卒保育士の県内定着の促進や、保育士・保育所支援センターにおけるマッチング機能の強化などによる保育士等の人材確保と質の向上、放課後児童クラブを拡充する市町村への補助など、地域の実情に応じたサービス提供への支援による多様な子育て支援サービスの充実、といった3つの重要課題に沿った取組を進めることと致しております。詳細につきましては、お手元の資料5-2を御参照いただければと思います。

次に、資料6-1を御覧ください。こども未来応援プラン(仮称)素案についてでございます。1の計画策定の趣旨につきましては、平成28年改正の児童福祉法におきまして、子供が権利の主体であることが明記されたことを踏まえ、子供の権利を守り、支援する体制を整え、児童虐待の未然防止につなげるとともに、家庭養育を推進することで、子供の最善の利益を実現することを目指し、徳島県社会的養育推進計画として策定するものでございます。2の計画の特徴といたしましては、基本コンセプトとして、すべての子供たちが健やかに成長できる徳島県を目指し、子供の権利擁護の明確化、市町村の子供家庭支援体制の強化や里親委託等の推進による家庭養育優先原則の実現など、六つの柱を設定し、施策を展開してまいることとしており、3の計画期間につきましては、令和2年度からの5年間としております。

資料の裏面を御覧ください。計画の六つの柱における主な取組を記載しており、詳細につきましては、お手元の資料6-2を御参照いただければと思います。

次に、資料7-1を御覧ください。徳島県ひとり親家庭等自立促進計画素案についてでございます。Ⅰの計画改定の趣旨につきましては、現計画が今年度末に終期を迎えることから、これまでの成果や課題、今年8月に実施したひとり親家庭等実態調査の結果等を踏まえ、今後、なすべき方向性と施策について、子供の貧困解消に向け、児童の権利擁護の精神に則り、ひとり親が自立し、子供が夢や希望を持つことのできる社会の実現を目指し、改定するものでございます。Ⅱの計画の特徴といたしましては、ひとり親の相談への24時間対応等による、相談・就業支援体制の強化、子供の最善の利益を考慮し、将来、社会的に自立するために必要な子供自身への支援の充実、子供の居場所の全市町村への展開を目

指した地域で見守る環境づくりの推進，といった新たな視点を盛り込んだ六つの基本目標に沿って，取組を進めることと致しており，Ⅲの計画期間につきましては，令和2年度からの4年間としております。

裏面を御覧ください。計画の六つの基本目標における主な取組を記載しており，詳細につきましては，お手元の資料7-2を御参照いただければと思います。

以上，御説明いたしました4つの計画につきましては，今後，議会で御論議を頂くとともに，パブリックコメントを実施し，審議会等での検討を経まして，来年3月の改定を目指し，取り組んでまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。御審議のほど，よろしくお願い申し上げます。

美馬教育長

続きまして，教育委員会に関する事項につきまして，御報告申し上げます。

徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ（骨子）についてでございます。お手元の資料8を御覧ください。このほど，徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ策定検討会議等の御意見を踏まえ，資料8のとおり計画の骨子をまとめたところでございます。

まず，1. 策定の趣旨についてでございます。近年の少子化や核家族化，情報化など，社会の変化や家庭・地域社会の教育力の低下等により，子供を取り巻く環境の変化や，それによる子供の育ちに変化が見られます。また，幼稚園教育要領等の改訂や本年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施により，これまで以上に質の高い幼児教育・保育が求められております。そこで，平成27年に策定した，徳島県幼児教育振興アクションプランⅡの実施期間の終了に伴い，令和2年度より，幼児教育の更なる振興・充実を図るための総合的な基本計画として策定するものでございます。

次に2. 実施期間につきましては，令和2年度から令和6年度までのおおむね5年間としております。

1. 本プランの概要の（1）目指す幼児教育につきましては，3点を掲げることとしております。（2）基本方針でございますが，①から⑤までの5点を掲げることとしており，各基本方針の中に重点項目を示しております。基本方針①「幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の充実」といたしましては，徳島県保育幼児教育センターを中核に，幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の充実を図り，質の高い幼児教育を提供できるように支えていくこととしています。次に，基本方針②「保育者の資質及び専門性の向上」といたしましては，研修体制を整備するとともに研修内容の充実を図り，保育者の資質及び専門性の向上を目指すこととしています。次に，基本方針③「発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進」といたしましては，幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携を促進し，発達や学びの連続性を踏まえ，幼児期において育みたい資質・能力が一体的に育まれる教育・保育の充実を推進することとしています。次に，基本方針④「特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実」といたしましては，特別な配慮を必要とする幼児についての理解を促進するとともに，保育者の専門性の向上を図り，各施設における指導の充実を推進します。また，海外から帰国した幼児や外国籍の幼児，その保護者への支援の充実を図ることとしています。次に，基本方針⑤「地域総ぐるみの子育て支援の推進」といたしましては，幼稚園・保育所・認定こども園等のもつ専門性を生かし，

幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進することとしています。

最後に、4. 今後の予定でございますが、徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ策定検討会議での御意見を踏まえ、2月議会にプランの案を御報告させていただきます。報告は、以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

須見委員長

それでは、これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

岡田委員

今日の徳島新聞の1ページ目にも載っていたんですけど、昨日の文教厚生委員会のほうでも、県内のひきこもりの方は550人であるというようなトップ記事の見出しで出ていたんですけども、今日も資料を付けていただいておりますが、そもそもひきこもりの実地調査、8050問題というところでひきこもり問題が全国的にクローズアップされてくるようになって、そしてまた今回は民生委員さんたちの手によって地道に調査していただいたというようなこの経緯が、先ほどの説明にもあったんですけども、実態調査を行うに至った経緯という、まずその8050問題が取りざたされたところはあると思うんですけども、それ以上に深く踏み込んで調査をされていると思うので、その経緯をまず教えてください。

戸川健康づくり課長

ただいま、岡田委員のほうから、ひきこもりの実態調査についての質問を頂きました。

今、委員のほうからもお話もありましたように、近年、今年に入ってから特にひきこもりにつきましての報道、マスコミ報道とかもありますことから、世間からも特に関心が高まってきていたところでございます。

ただ、このひきこもり問題ということにつきましては、以前からあった問題でもありまして、特に、先ほど委員からも話がありましたように、近年は中高年のひきこもり、8050問題ということも問題化されてきているところでございまして、そういったこともありまして、内閣府のほうで、昨年、40歳から64歳を対象とした調査も行ったところでございます。その結果も3月には発表されたところであります。

ただ、この調査内容につきましても、全国200か所につきまして5,000人のサンプル調査ということでありまして、実態の把握というものではなかったというふうに認識しております。それからまた、それが徳島県内の状況がどうなのかということも、それでははっきりしていなかったということもございます。こういったことから、徳島県内のひきこもりの実態がどういうものかということにつきまして、こういった方法でそれを調査したらいいのかということもありまして、今回は民生委員さん、児童委員さんに御協力いただきまして調査を行ったということでございます。

岡田委員

では、徳島県内における実態調査というので詳しく知るところで、まず今回調査を行ったというところ、それとまた個人情報をちゃんと管理してくださっている民生委員

さんとか児童委員さんという、それぞれの地域を知り尽くされている方たちに依頼してというアンケート形式で調査が行われているというところで、何かかなり信ぴょう性のある数が出てきている上での550人という数字が上がっていると思うんですけども、この中で、ただ、その数字が全て把握できているのかどうかというところはどのように解釈されていますか。

戸川健康づくり課長

委員のほうから、この550名をどう認識しているかという質問だったかと思います。

確かに、この550人という数字が実態を表して、全てを表しているものかということにつきましては、そうではないということは認識しているところでございます。ただ、我々といたしましては、今回この調査をして、550人のひきこもり該当者が特定されるというか分かったということ、このこと自体が、非常に意義があったというふうに認識しているところでございます。

岡田委員

そうしたらその550人の方がいらっしゃるということで、今後、その方たちに対してどう対応していくのかを考えていく上で、非常に重要な情報だと思う。多分550通りあると思うんですが、その550人の方たちが、そしてまた550家族があつて、その背景があつて、それぞれの抱えられている問題というのは、多分ほとんど同じ問題ではないと思うんです。

それに当たって、今後そういうふうに細かく調査をされているけれど、ただし、その550人の中で漏れている方というのもいらっしゃる可能性もあるところなので、もう少し詳しく調査していくというか、訪問調査を行うような予定などはないのですか。

戸川健康づくり課長

ただいま、委員のほうから、今後更なる調査についてどうなのかという趣旨の質問だったかと思います。

今回は、地域の実情に詳しい民生委員、児童委員さんに御協力を頂いたということでございまして、それを更にとということになってきましたら、一つは全戸訪問というやり方もあろうかとも思います。ただ、ひきこもりの当事者、それからその家族という状況のことを考えますと、それをむやみやたらに調査を掛けて訪問していくというのは、かえって逆効果になって、それ以降、全く接触もできないような事態も招きかねないということもあります。

そういうことから、それぞれ今後はこの550人の方はもちろんのことですけれども、あとそれぞれの地域でどういったひきこもりの方も、更に救いの手といいますか調べてどうやっていくかというのは、それぞれまた今回の調査をすることによって、それぞれの自治体だとか、それから民生委員さんたちも新たなひきこもり対策の認識を持たれたかと思っておりますので、そういったことでそれぞれの地域に応じたひきこもり対策という中で、調査についてはまたお願いしていきたいというふうに思っております。

岡田委員

そうするとそれぞれの地域という言葉が使われたんですけども、各市町村の数というのは公表されてなくて、東部であったり西部であったりと大きくエリアごとでの人数としての公表になっているんですけど、市町村で何人いらっしゃるという細かいところの公表というのはしないのですか。

戸川健康づくり課長

ただいま、市町村ごとの数値についてはどうなのかという質問だったかと思います。

今回の調査につきましては、県全体のひきこもりの実態調査ということで行いました。例えば、市町村によりましては、回収する率が違うとか、それから興味本位によってこの市町村の数字が独り歩きしてしまうということも危惧されることもありまして、それからそもそも今回の調査の前提といたしまして、それぞれの市町村ごとの状況については公表しないということをお約束して、各地域の民生委員さん、児童委員さんをお願いしていたことから、今回、市町村ごとの数値の発表というのは予定しておりません。

岡田委員

分かりました。当然、アンケートを受けて、その地域地域を回られる民生委員さん、児童委員さんたちが使命感を帯びてやられている仕事の下で、本当に個人のプライバシーの話をアンケート調査という下で、皆さん調べてくださっているのです、それぞれの地域やそれぞれどこに何人いるというのではなくて、県内に550人いるというところが多分大きな今回の得られた情報であると思いますので、是非、その550人の方が、それぞれが社会復帰するのが幸せなのか、就労するのが幸せなのか、そのまま家にいながら社会とつながれる方法を見つけてもらうのが幸せなのか、本当に550通りあると思います。

そしてまた、この550人の中に調べるに至らなかった方たちに関しても、まだまだその背景としていろんなところでなかなか皆さんのところに知り得ない数の方たちがいらっしゃる可能性もあるので、広くいろんな意味で対応策というのは非常にこれから難しいと思うんです。

逆に、その550人の方の数が分かっただけ、その550通りをどう考えていくのかというのが、本当にこれからの徳島県の課題であると思いますし、またそれも部局を多岐にわたらないと、まずは、ここの理由としての所にも書いていただいておりますが、精神的な疾病や性格とか離職であったり不登校というのがひきこもりに至った理由というふうな資料も出ているんですけども、そうなるとやっぱり精神的な疾病というそれぞれの医療機関への紹介であったり、離職に至っては、また就労支援であったり、また社会復帰できる方法であったり、また不登校に至っては、学校現場での教育委員会での問題であったりということが、そもそもの社会と関わりができなくなった理由というところがあるので、その部分の細かなケアができるような体制作りというのが非常に必要だと思うんですけども、そのあたりは今後展開というところになるんだろうけども、今後どのような細かいケアをしていこうと思われていますか。

戸川健康づくり課長

ただいま、委員のほうから、今後の対応についてはどうしていくのかという趣旨の質問

だったかと思えます。

委員からもお話がありましたように、今回の550人ということですが、550通りの対策、対応になってこようかというところも認識しております。今回判明したこのひきこもりの方々につきましては、今まで相談がどこまでできていたのかなというところもあります。全然相談していなかったケースもあろうかと思えます。

ですから、これはこの550名に限ったことではなくて、この県下全域でこういった悩みを抱えておられる家庭にどういった方法でこのひきこもりについての相談とか支援先があるかというふうな、そういった相談場所、支援先があるということの周知をまずはやっていきたいと考えております。それにつきましては、各市町村に協力をお願いして、広報誌等を活用していただくとか、それからいろんな行事とかを通じまして、そういったところで接触の機会もいろいろあるかと思えますけれども、それぞれの地域地域の実情もあろうかと思えますけれども、各自治体、それから社会福祉協議会なり、いろんな支援機関と連携をしていきたいというふうには考えております。それから、今後いろいろ問題が多岐に及ぶということから、庁内の関係部局もいろいろと連絡を取り合って、その対応については御協力を頂いていくというふうになってこようかと思えます。

それからまた、今回この調査結果、調査をしたということ自体が各自治体につきましても、ひきこもり問題についての認識を新たにさせていただけた、先ほども申しましたけれども、問題を新たにさせていただけたのかなというふうにも思っておりますので、各自治体とも更に協力して、このひきこもり問題について対応していきたいと考えております。

あと、県といたしましては、このひきこもり対策につきましては、ひきこもりの相談拠点として精神保健福祉センターに「きのぼり」という機関もありますので、その「きのぼり」の活用につきましても、更なる周知を図っていきたいと考えております。

岡田委員

ただ、この資料の2-2で、一番最後に、それぞれ調査していただいた方の、民生委員さんたちの御意見というところで、接触しようとした家族がなかなかひきこもりを認めず、逆に引越して連絡できなくなったとか、のんびり暮らしているからそのまま置いておいてよというような方もいらっしゃるし、それが問題だと思われていないというような方もいらっしゃる。逆に言うと、家の中のことを詮索されるのが嫌で閉ざしてしまっているというところが、非常にこの今のひきこもりの問題が問題になってきているという根本にあるので、今おっしゃっていただいたように、相談窓口の告知をしていただいても、そこに電話を掛けてもらえるというところが、非常に、当然本人さんからではなく、御家族の方とか御近所の方からというか御親戚というところになっていくのかなとは思いますが、やはり、少なくとも今分かっている550名の方に関しては、もう少しアプローチをしていく方法というのを具体的に考えていただいて、カウンセラーさんが訪問されるとか、また民生委員さんと一緒に何かアプローチをできるような方法であったり。

それとまた、まずはそこのお話を聞きに行ける環境を整えてあげて、そしてまた、多分、年齢でいくと40代の方が一番多いという話なんですけど、40代という方は御両親と住んでいたら、大体お父さん、お母さんが60代、70代ぐらいになるので、多分、8050問題も、ずっとこの10年経ったらその方たちが皆8050世代になってしまう。もちろん私もどんぴしゃ

りな8050世代なので、自分の親のことを思ってみますと、その親が元気だったら、一生懸命面倒見てもらって家族の中で楽しく暮らせるという環境があるかと思うのですが、やっぱりその御両親の世代が病気したり亡くなられたりというときに、子供さん世代たちは本当に戸惑うということになってしまう。多分、今回の一番の問題として調査されたり、国を挙げて取組を進められているところですので、その根本解決ができるような方法というのが、多分もう一步進んで何かカウンセラーさんが行くなり、状況を聞きに行くプロの方たちといますか。それぞれ社会情勢を把握している方たちと一緒に、その地域の人が家庭訪問をするなどの仕組みを作っていくって、一つずつ、本当に一つずつ、紙をめくるようにとか扉を開けていってあげる必要があると思うし、それを一気にすると、今度はもう本当に鍵を掛けられてしまうとか閉ざされてしまうという可能性があるんで、だからこそ現状にあるというところの問題といますか、そのところの難しさというのがあると思う。そのところを踏まえながら、当然その相談窓口がありますという告知は絶対に重要だと思うし、それが1回でできるような支援体制を是非構築してもらいたい。先ほどの「きのぼり」に掛けたら、次の支援先をどんどん紹介してもらえそうなネットワーク作りというのは構築していただく必要があると思う。そこに掛けてくださる方は、逆に言うと、本当に前向きに前に進んでいこうとされている方なので、それ以外の方たちに対してのもう一つの別のルートでの手立てというところも併せて考えていく必要があるとは思いますが、いかがですか。

戸川健康づくり課長

ただいま、委員のほうから、ひきこもり対応についてのいろんなツールといますか、いろんな機関とか「きのぼり」だけでなくというふうな質問であったかと思えます。

ひきこもり対策につきましては、やはり千差万別になってきます。それぞれの人の状況というのが全然違うということで、かなり専門的な分野の知識を持って臨まないといけないケースが多いというふうなこともあろうかと思えます。そういったひきこもりの相談のサポーターとかの養成研修とかも行っておりますし、それから「きのぼり」のほうでは、このひきこもりの支援従事者の養成研修というのも行っております。

そういった機会を通じまして、このひきこもり対策についての相談の仕方とかについてのスキルアップとかしていただいて、そういった方をどんどん増やしていくって、その方々がそれぞれの地域でその人に合った相談ができるような、そういったやり方でアプローチをしていきたいというふうに考えております。

岡田委員

是非、人材の育成といますか、専門的な知識を持った方たちをまずは育成していただいて、その数を増やしていただいて、そして少しでも歩み寄れるというか寄り添って、社会復帰というか社会に出てこられるような環境になれるように、急ぐことなくなんですけど、スピード感を持って、是非、取組を進めていただきまして、ひきこもりの方たちが少しでも楽に生活できるように、いろんな意味で幸せを感じられるような暮らし方ができるような徳島県になるように、是非、取組をお願いして終わります。

黒崎委員

私のほうから、児童相談所の時間外労働について毎日新聞の11月27日の記事なのですが、これについて入口の部分ちょっと議論をしてみたいと思うんですけど。全国3位と、これは短かったほうの3位ではなしに、長かったほうの全国3位というふうなことでございます。

恐らく、現場では24時間対応が必要な場所でもございますので、こういった表現が正しいというか、ちゃんと現場のことが分かっているこういう書き方になっているのかどうかというのもあるのかも知れませんが、まずは毎日新聞の11月27日の全国3位、46.9時間というふうなことでございます。なぜなのか、あるいは現状がどうなのかということについて、まずはお尋ねしたいと思います。

石炉こども未来応援室長

ただいま、黒崎委員から、児童相談所の時間外勤務の時間が多いという毎日新聞の記事についての御質問を頂きました。

児童相談所の勤務状況としましては、昨今、非常に児童相談の対応件数が増えてきておる中、重篤な案件も増えておりまして、非常に忙しい勤務が続いておるということは認識しておるところでございます。新聞情報にもございますように、2018年度の月平均の超過勤務時間の平均が46.9時間ということで、これにつきましては、各3児童相談所の児童福祉司全員の超過勤務の平均がこういった数字となっておりますというところでございます。

これについては、原因といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、特に、この平成30年度につきましては児童虐待対応件数が756件ということで、本県におきましては過去最多という状況で非常に相談対応業務が急増しておること、またどうしても緊急の事案に時間外に対応せざるを得ないということもございまして、時間外勤務が増加傾向となっている状況でございます。

こうした中、スーパーバイザーなど中堅職員を中心にしっかりとチームを組んで、職員が一丸となって事案については対応するよう努めておるところでございます。

黒崎委員

相談件数が大変増えたということですね。これはやはりあれですか、少し法律の内容も変わって、いじめがあるな、いじめかも分からないというのをそのまま捨て置けないような、そんな内容の通告の義務というのかな、報告の義務ですか、こういうのが課せられたということがあるんでしょうかね。

石炉こども未来応援室長

ただいま、通告の義務の課せられたことによる相談件数の増加であるのかとお伺いされたのかと思います。

相談件数の増につきましては、元々通告義務といったものは一般の方、各関係機関、それぞれからの通告が義務付けられておるところでございます。ただ、昨今全国的に様々な非常に重篤な事案が発生しておることも受けて、各一般の皆様方の意識も高まっていること、またそれ以上に関係機関、例えば学校それから市町村、そういった所での意識も高ま

っておることから、非常に相談の通告件数も増えておるところでございます。

黒崎委員

学校というふうなことも、今出てきましたけれども、教育委員会のほうではやっぱりあれですか、突然の質問なんです、学校の記録的にはどうなんでしょうか、かなりそういったチェックがなされるようなことになってきたんでしょうか。

安西いじめ問題等対策室長

ただいま、児童虐待についての学校での対応について御質問を頂きました。

児童虐待防止法では、学校に対し、早期発見とその対応に努め、発見した場合の速やかな通告義務を課しております。

また、確証がなくても疑いがある場合には、児童相談所等関係機関に連絡相談をして行うこととされており、各学校で適切な対応をしているところでございます。具体的に申し上げますと、例えば養護教諭に関わる場所では、内科検診であるとか歯科検診、耳鼻科検診、身体計測といった、検診等のときに、虐待の疑いの兆候が見られる場合もございますし、子供たちの日記でございますとか日頃の生活、体育の時間であるとか着替えのときであるとか、そういった日常生活の中で、できるだけ教職員がアンテナを高くして子供たちを見守ることにより虐待の早期発見に努めております。また、家庭ともできるだけ連絡を取りまして、家庭の状況等心配なときには、家庭訪問するなりして対応しているところです。また、スクールカウンセラー等に相談が寄せられる場合もございますので、そういったことで児童相談所等へ相談、通告する場合もございます。

黒崎委員

学校のほうでも、子供が無言で出す信号であったり、あるいは日記にそういったことを書いたりといったことはあるというお話でございました。

これは大変重要なことございまして、養護教員さんの役割もまた大きいし、担任の先生方、教科の先生方も、その生徒が突然の心配な反応をしたときの対応というのが大変難しいんだろうなと思います。今後もしっかりと教育の現場でもやっていただきたいと、そう思います。

今日は、児童相談所のほうの内容のことで、ちょっと教育委員会の確認を今させていただきました。ありがとうございました。

また児童相談所のほうに帰りたいと思うのですが、児童相談所のほうでは、国と連携して、経験豊かな児童福祉司の配置というのを今進められているということでございますが、この児童福祉司というのが、現場で対応できるような児童福祉司さんとして育つには何年ぐらい掛かるんでしょうかね。

やはり全然その体験のない方が、即、今皆さんがやっている、児童相談所のメンバーがやっているようなことはなかなか難しいのではないかなと思うんですけど、人づくりでありますから、当然、時間が掛かって当然でございますけれども、そのところはいかがですか。

石炉こども未来応援室長

ただいま、黒崎委員のほうから、児童福祉司をしっかりと育てていくことに関しまして、どれぐらいの年数が掛かるのかという御質問を頂いたところでございます。

実際にきちんとやっていくための年数というのは、かなりの年数が掛かると思うのですが、まず一般的な児童福祉司の任用について申し上げますと、まずは通常の文科系の大学等で卒業しますと社会福祉主事、県の職員とかであればなれますので、行政職員の場合はそういったものを持った上で、2年間の相談援助業務等の経験が必要になります。それをもって任用前の研修等を受けた上で、任用されるようになります。ただ、それ以外にも、社会福祉士の資格を持った方とか、専門資格を持たれた方については、配置後すぐに任用できます。

ただ、やはり実際にその現場で経験する必要性というのがありますので、やはり少なくとも3年から5年といった経験がないと、なかなか一人前にはなれないのかなということで、着実に長い先を見据えてしっかりと児童福祉司といったものの専門性を高めていく必要があると認識はしております。

黒崎委員

今のお話によりますと、3年から5年ぐらい、やはり掛かってくるんだということであります。

確かに、相談を聞くだけではなくて、聞いてからどうフォローしていくのかというふうな支援であったり、介入と呼ばれるようなこともそうですけれど、そういう難しさがあると思うのですが、新聞紙上にもちょっと出ておりましたし、テレビの報道でも若干出てましたけれど、その部分と別々に考えるような、相談を聞く人と介入あるいは支援していくポジションを別々にしたほうがいいのではないかなというふうな、そんな話もあるようですけれど、そのあたりは現場から見てどうお考えになりますかね。

石炉こども未来応援室長

ただいま、委員のほうから、いわゆる支援と介入の分離といった問題についての御質問かと思えます。

これにつきましては、昨今起きましたいろんな事件におきまして、児童相談所が保護者の方との今後の支援の関係性を重視したために、一時保護といった形での介入をちゅうちょしたのではないかということの問題として指摘された点に起因しておるものでございます。

これにつきましては、国におきまして児童福祉法を改正いたしまして、支援と介入をする方を機関というのではなくて人を分けたほうがいいのではないかという法律改正がなされておまして、令和2年4月1日の施行となっております。

ただ、これにつきましては様々な課題もございまして、基本的には児童相談所というのは介入をするのが仕事ではなくて、とにかく家庭に寄り添い支援することが、まず第一の仕事となっております。そういった意味では、支援と介入を切り離してしまうのが、必ずしも全ての案件においていいというわけではありませんので、そういったことも踏まえまして、各ケースに応じた形で支援と介入の分離といったものも必要な分についてはしっか

りとやっていくということを、現在、各児童相談所とその対応につきましては検討しておるところでございます。

黒崎委員

分けて対応するという議論があるけれども、それはやはりいかがなものかと思う一面もあるというふうなことです。

これはやはりあれでしょうかね、全体の流れをしっかりと把握する必要があると、その一つずつの案件のことについてしっかりと理解しておく必要があるのも、むしろ全てに関わったほうがいいのではないかとというふうなお考えがあるということでしょうか。

石炉こども未来応援室長

一貫した支援が必要だから、そういう考えなのかということかと思うんですけども、そのとおりでございまして、やはり児童相談所の支援業務というものは、その家庭に寄り添って、家庭が再統合したり子供さんが自立できるところまでずっと寄り添っていくということが必要になりますので、保護者の方、子供さん、家庭との信頼関係が重要でありますので、同じ方が一貫して支援していくことも必要になってまいります。

多くの場合、保護者の方と対立してしまうとか、その介入自体も引き離すことだけが目的ではなくて、一旦その子供の安全確認とか、子供さんが落ち着くために一時保護させていただいて状況を見させていただくという場合も多々ありますので、その家庭の状況に応じて必要な対応をやっていくべきであると考えております。

黒崎委員

一時保護をしなければならなくなったそのときに、やっぱり保護者の反応というのがそれぞれあると思うんですけど、例えば、その一時保護しなければいけないということを、保護者にお話をした途端に大体どうなんでしょう、ほとんどの保護者の方っていうのは強烈な拒否反応を起こすのでしょうか、それともある程度の理解というのはその場所で得られるのでしょうか、どうなんでしょうか。

石炉こども未来応援室長

ただいま、一時保護の際の保護者の反応についての御質問かと思えます。

一時保護を実際にやるという場面については、いろんな情報、通告があった後、いろんな情報を関係機関等からも集めた上で、安定性確保のために必要であると児童相談所長が認めた場合に行いますので、やはりそれなりの理由があつてのことにはなります。ですので、それを保護者の方にお話した場合に、その虐待の事実を認められない場合というのはやはりありますので、何で子供を連れて行くのかといった苦情がある場合もございます。

ただ、基本的には保護者の方にも御説明をして、同意していただく場合もありますし、同意が得られない場合、所長の権限において、まずは子供の安全を第一優先に対応しておるところでございます。

黒崎委員

いずれにしても大変難しい職場であるということで、判断も難しいし対応も難しいと。それで、こういったことが恐らく24時間いつ起こるか分からないというふうな状況なので、そこで働いている方々の労働の法律的なものというのは、これは時間外であるからみたいな適応は受けるんでしょうか、どうなんですか。

石炉こども未来応援室長

児童相談所の職員の労働時間についての規制のお話でございますが、中身にもよると思うので、緊急性のある案件、例えばそれは児童相談所に関わらず災害対応であったり、一部、45時間以内でないと、という部分が除外される業務というのものもあるのかとは思いますが、基本的にそういった制約を受けないというものではないと思います。

黒崎委員

これは大変タフな職場でございますね。お話を伺っただけでもそう思いました。

それだけいて、しばらく職場から離れられる人あるいは休暇を取られる人、意思とは反してちょっと職場を離れなければいけないような人とか、そういった方々もおられるというふうなことも児童福祉司の2.2パーセントが休職していると、これは精神疾患等で教員の4倍なんだという記事も毎日新聞で出ております。

徳島県の現場では、この休職というのはどんな状況でございますか。

石炉こども未来応援室長

ただいま、委員のほうから、本県の児童相談所の職員の休職状況について御質問を頂きました。

昨年度につきましては、精神疾患等による休職はなかったと聞いております。

黒崎委員

分かりました。徳島県の場合は、皆さん分担してそれぞれがうまく連絡もされながらやられているのかなと、対応されているのかなとそう思います。精神疾患等ゼロということでございます。

いずれにしても人づくりをどうされているのか、対応する人間をどう育てていくのかというふうなこと、それとあと、人員の数が本当にそれで足りているのかということで、国の決まりがちゃんとあると思うんですけど、こういったことというのは県独自の対応というのはできるのでしょうか、どうなんですか。

石炉こども未来応援室長

人員体制が足りているのか、県独自の対応ができるのかといった御質問を頂きました。

児童福祉司の数につきましては、国の定める基準に基づきまして、県が定めるということになっておりますので、それについて定めることはできると思っております。

ただ、現状としましては、これまでも国のプランに基づきまして、必要な児童福祉司の配置を順次進めてきたところでございまして、更に見直しがありまして、人口3万人に一人プラス児童虐待対応件数に応じた配置をするという基準もございまして、そのあたり

の国の動きも見定めながらそれに向けて、まずは配置基準を満たせるように配置を進めていきたいと考えております。

黒崎委員

虐待そのものは大変悲惨なものでございますが、それをしっかりとフォローする職場もタフな精神を持っていないと、それともう一つは、積もり積もった知識がないとなかなか対応できないものだと、そう考えておりますので、そのあたりもしっかりと内部で確認をしながら人員の育成等も含めてやっていただきたいと、そう思います。

一つちょっと確認ですが、警察のほうに確認したいんですけど、教育委員会のほうでもチェックをしっかりとやられているということでございます。警察サイドでは、私の知る限りでは、かなり早くからこの対応をやっていただいているというふうに伺っておるんですけど、最近の傾向として、やはり警察のほうにも通報とか相談とかというのは増えているのでしょうか。

樫原少年女性安全対策課長

ただいまの委員からの質問でございます。

警察において、児童虐待については110番通報、これが1番多くございます。あと、少年相談であるとか警察安全相談、あと各市町村、児童相談所からの情報提供という形で認知しております。

この数ですが、今年10月末現在の警察の取扱件数は316件、またそのうち通告した数が171件、通告児童の数は275件という状況でございます。

先ほど、石炉室長のほうからもありましたように、昨今児童虐待が社会問題化しております。その中で、県民の方の関心も高いわけですが、例えば、夫婦げんかもございますが、それが子供の前で御両親が暴行を加えるなどの夫婦同士でのけんかでも、心理的虐待となりますので、現場のほうへ警察官が行きまして、事情聴取の結果、その疑いがある場合は、全件通告ということで通告件数も増えてきております。これが現状でございます。

黒崎委員

夫婦げんか、我々も口げんかをよくするほうなんですけど、それはもう即、小さい子供側から見たら、そういうふうな流れになってしまっているんで、かなり増えているというふうなことです。そういったこともあるんでしょう。大変多くの316件ということでございますので、今後も児童相談所のほうと、あるいは関係機関との連絡をしっかりとって、今後もよろしく願い申し上げたいと思います。私からの質問はこれで終わります。

古川委員

私からも何点かお聞きします。

まず1点目、最初、このひきこもりの実態調査について、1点だけお聞きします。

民生、児童委員さん、今既に把握している方をアンケート形式で調査をしたということについて、実態として民生、児童委員さんは依頼を受けて、もう知っていることだけを書いたのか、また新たに地域をちょっとリサーチしたのか、そのあたりの実態はどんな感じ

ですか。

戸川健康づくり課長

ただいま、委員のほうから、今回のひきこもり調査の民生委員さんの調査の実情という質問だったかと思えます。

今回の調査につきましては、地域を新たに回ってもらうという形式ではなくて、既に御存じの情報を書き添えていただくというふうなことで行ったものでございます。

古川委員

実態としてもそうですか。

戸川健康づくり課長

ただ、我々としてはそういうふうにはお願いはしていただいていたのですが、実際、その民生委員さんそれぞれが回ったかどうかというのは、そこまでは把握はできておりません。

古川委員

了解しました。

まず、この10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。先ほど、待機児童の報告もありました。10月1日時点で20人ぐらい増えているということで、これが無償化による影響かどうかというのは、はっきりしないかなと思えますけれど、多少はあるのかなとも思えます。先ほど部長から、子ども・子育て支援計画もこの幼児教育・保育の無償化の動向を踏まえてというようなこともありましたし、また教育委員会のアクションプランについても無償化を受けてというような感じがしました。

2か月ぐらいたったんですけど、今の時点での動向と申しますか、また利用者さんとか事業所さんとかの声とか、届いている部分があれば教えていただきたいと思えます。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、古川委員から、待機児童についてのお話、そしてまた10月から始まりました幼保無償化についての御質問を頂いたところでございます。

まず、待機児童につきましてお話をさせていただきたいと思えます。

令和元年10月1日時点の待機児童数につきましては、速報値で6市5町で209人ということでお示しさせていただいておりますとおり、前年同期より20人増加というふうになってございます。

その要因といたしましては、各市町村において、施設整備を行っているところでございますけれども、昨年10月以降、1年間で利用児童枠を369人増加させてまいりましたが、申込みの児童数につきましては、同じく前年10月1日から、1年間で586人の増加をしている状況でございます。市町村の受け皿確保が保育ニーズに追い付いていないといった状況が見て取れるところでございます。

お話の幼保無償化の影響についてなんですけれども、この待機児童の年齢内訳が4月1日時点と同様の傾向でございますけれども、0歳から2歳児で全体の9割を占めていると

ころでございます。3歳から5歳、この10月からの幼保無償化のメイン対象となっております3歳から5歳につきましては、1割を切っている状況というところでございます。

ただ、先ほど申し上げました、申込児童数の増加人数586人のうち、3歳から5歳が6割を占めている状況ということがありまして、待機児童の影響が出ていないとはちょっと言い切れないかなというふうに考えております。

ただ一方で、その586人のうち約3割に当たります169人が、0歳児の増加というふうになっておりまして、こちらのほうにつきましては、やはり昨今の人材不足等の折から、育児休業からの早期復職の希望の方が増えてらっしゃる状況が見て取れると考えているところでございます。

また、後段お聞きいただきました、10月からの幼保無償化についてでございます。

御承知のとおり、10月1日から基本的に3歳から5歳までの子供、そして住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子供さんの保育所、幼稚園、認定こども園等にお預けする場合のその保育料について、国の無償化が始まったところでございます。

我々お聞きしておりますのは、どちらかといいますと、市町村それから事業者さんのほうの声が多いところにはなるんですけども、市町村につきましては、まずは待機児童への影響ということで、保育ニーズの急増につながっているという声は、今のところ聞こえてきてはいない状況でございます。また、この幼保無償化に伴いまして、どうしても事務の負担増ということが、新しい制度が始まったものですから、そうしたものは影響が出ているというふうに聞いております。また、市町村に届いております利用者の声としては、おおむね好評で喜んでいただいておりますという状況でございます。

また、事業者さんにつきましても同様のところで、利用者のほうは喜ばれていて、ただ、事業所のほうについては、やはり事務負担が出ているといった状況をお聞きしています。

古川委員

教育委員会のほうは何かありますか、その事業所の声とか利用者の方の声とか。

小倉学校教育課長

無償化の影響の声等なんですけど、幼稚園を回っている際に、無償化だからどうのこうのといったような声は直接は聞いていないところなんですけど、教員の、例えば、研修会で園長の先生方のお話を聞くときに、やはり無償化ということで幼児教育に求められる期待であるとか責任が高まっているということで、しっかりと幼児教育を進めていかないといけないといった声が届いております。

古川委員

分かりました。今回のこの幼児教育・保育の無償化につきましては、うちの公明党につきましても2006年に発表した少子社会トータルプランで、こういうことを積極的に掲げて訴えてまいりまして、十数年間地道に訴えてきて、今回実現したということで、子供たちのこの可能性を社会全体で支える第一歩となったのではないかなと考えております。

ただ、いろいろ課題とかも指摘されていますので、今回、11月、12月に掛けて全国で公明党のほうで利用者さんとまた事業者さんに対してアンケート調査をしております。

この間、中間報告ということで出たので、若干紹介をさせていただいて、また業務の参考にもしていただけたらと思いますけれども、まず利用者さんからの声としては、一応無償化は評価すると答えた人、またやや評価すると答えた人を合わせたら約9割の方が評価をしていただいているんですけども、課題としては、やはり保育の質の向上という部分が1番、47.5パーセントの方がそのあたりを指摘されていて、2番目が0歳から2歳児の無償化の拡大、これも37.8パーセント指摘、これが2番目で、次、3番目が待機児童対策、34.1パーセント、こういうような利用者さんからの声でございました。

事業者さんからの声としましては、やはり先ほどありましたように、事務負担が増えたという声は約6割に上っております。これにつきましては、給食費とか延長保育料が無償化の対象外となっていますので、園児ごとに書類を作成するということが今求められているものでございます。私立の施設の方の声としては、自治体ごとに、いろんな自治体から入ってくるので、自治体ごとに書類の様式が異なって割と繁雑だという声とか、あと償還払いと差額請求の違いもあって煩雑というようなこと、子供ごとに計算して領収書を発行しなければいけないというところが大変というようなこともあって、このあたりもまたリサーチしていただいて、県も対応できることがあれば、また対応いただけたらと思っております。

あと、事業者さんに対して、保育の質の向上のためには何が必要かということ聞いた場合は、やっぱり処遇改善が1番多くて、82.9パーセントが処遇改善の更なる拡充という声でございましたし、また、事業所の経営安定に1番期待する政策の第1位は、やっぱり人材の育成確保の支援、人手不足、このあたりが88.2パーセントで1番多かったという状況でございますので、このあたりもしっかりまた参考にしていただけたらと思います。

最終的には、12月の末ぐらいまで調査をして、年明けぐらいに最終報告も出ると思しますので、また情報提供もさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

この事務負担の部分で、基本的には市町村の対応になるかと思っておりますけれども、県として何か対策等されることとかはございますか。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、事務負担について県としてできることはという御質問を頂きました。

事務負担につきましては、先ほど委員からもお話がありましたように、例えば副食費などが実費徴収になったこと、それから償還払いなどの制度があること、そして一人一人の預け方によってそれぞれ個別の仕組みで仕分けをしなければいけないといったところ、いろいろございます。

その中の一つに、様式が、先ほどおっしゃられました、自治体によって様式が異なっているというふうなところのお話でございました。こちらにつきましては、この度の幼保無償化を行うに当たりまして、国のほうで標準様式といいますか参考様式を提示いたしまして、各市町村には説明させていただいているところではございます。

ただ、市町村におきましては、これまでも類似の請求書等の様式につきましては、既に使っているものもあることから、こうしなければならないというところまではなっていないものですから、そうしたところでそれぞれの市町村が合理的な理由を持って様式を採用しているというふうには思っているところでございます。

ただ、委員からも御指摘のとおり、事務負担につながっているというところもございますので、改めて市町村のほうには、そうした事業者さんのほうでお困りといいますか事務負担の増につながっている実態があるということと併せまして、その参考様式の利用等につきましても、改めてお声掛けをしてみたいと考えております。

古川委員

分かりました、よろしく申し上げます。

2点目なんですけれども、これもこの間、うちの県本部で団体に対してヒアリングをしたところ、介護を担っていただいている団体から、県版の介護助手制度、これをもっと更に拡充してほしいというような要望もございました。

この県版介護助手制度、全国に先駆けた本当にいい制度だと思いますので、今の現状、取組の現状と来年度に向けてどうしていくのかという部分を教えていただけたらと思います。

六鹿いきがい・活躍推進室長

ただいま、古川委員より、県版介護助手の取組状況についての御質問を頂きました。

高齢者の生きがいと介護人材の確保を図りますために、平成29年度からこの介護助手制度に取り組んできているところでございます。その結果、過去2年間に29施設におきまして、94名のシニアの方々が介護助手としてモデル事業に参加していただいたところであり、シニアの介護人材の創出につながりますとともに、介護現場の負担軽減やシニアの生きがいづくりにも効果が表れており、今、委員からもお話いただきましたように、施設からも大変歓迎されているところでございます。

今年度についてでございますけれども、今年度は更にモデル施設となる対象施設の拡大を図りますとともに、雇用時期の柔軟化を図ることによりまして、更に雇用数の促進につなげてまいりました。その結果、12月6日現在でございますが、38のモデル施設におきまして、105名の雇用につながったところでございます。この105名という数字でございますが、このモデル事業によりまして介護助手としての雇用数が94名、介護助手の雇用に際しまして面接等の結果、有資格者等もおいでまして、本人の経歴ですとか希望によりまして、各施設において独自雇用につながりました方が11名という状況になってございます。過去3年間のこの介護助手の雇用数につきましては、累計188名という成果に至ったところでございます。

さらに、今後の取組ということでございますけれども、この制度の更なる普及、定着に向けまして、広報の一層の強化を図り、介護助手という新たな働き方を促進いたしますとともに、シニアそれから介護施設双方に対する、よりきめ細やかな支援をしてみたいと考えているところでございます。

古川委員

分かりました。拡充に向けて、今、国のほうでも2040年問題ということで、超高齢化が進んで、また、現役世代が本当に少子化に伴って急激に人口減少していくという中で、本当に高齢者の方がしっかりとやはり社会の中で持っている力を出していただくとい

うことはすごく大事なことだと思いますし、また、フレイル対策でも、そういうことも言われていると思いますので、しっかりと進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後、もう1点ですけれども、先ほど黒崎委員からもありましたけれども、児童相談所の体制強化につきまして、私も9月定例会の一般質問でも体制強化について質問させていただきました。また、今日説明のありました、このはぐくみプランでも児童虐待防止対策の強化っていうことで補助層の体制強化、またこのこども未来応援プランでも児童相談所の強化っていうことをうたわれてますので、本当にこれはすごく大事な問題だと思っております。

先ほども答弁がありましたけれども、この6月に児童福祉法とか児童虐待防止法とか改正がされまして、来年4月1日から施行される分がございます。先ほど答弁の中で、この一時保護、都道府県は一時保護の介入、介護する職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるというのも4月1日になる。今、ありましたように、やはりケースに応じてそういう対応を変えるということがございます。全てのケースでそうではなくて、ケースに応じてあるべきだという答弁がありましたけれども、そのケースに応じてという部分をもう少し詳しく説明いただきたいと思います。

石炉こども未来応援室長

ただいま、古川委員から、支援と介入の分離についての御質問を頂きました。

先ほど御説明した分でもありますけれども、分けなくてはいけないという場合というのは、やはりその保護者の方と介入の際に意見が対立してしまったりしまして、なかなか同じ方が支援をした場合に受け入れづらいというような場合がございます。あと、元々国の見解というか他県の事例として、児童相談所が保護者との関係を重視するより介入をちゅうちょしてしまうのではないかとこのところに対応するための法律改正でございます。

いずれにいたしましても、本県におきましては、保護者との関係性を考慮するより一時保護をしないということにはございませぬので、きちんとその状況をアセスメントした上で、しっかりと対応しておるところでございます。

その上で、継続して同じ方が支援していくということが今後の支援に支障がある場合というのもございますので、そういった場合には、国の法改正のとおり、支援する者と介入した者というのをしっかりと分離して、それぞれのケースに応じた適切な対応をしていきたいと考えております。

古川委員

よく分かりました。児童相談所の仕事は、本当に、親子分離をするのが仕事ではないとすごくよく分かります。ただ、先ほどあったように、ちゅうちょして子供の命に関わるようなことになるといけないので、やっぱり体制整備というのがある程度必要かなと思っておりますので、しっかり検討していただいて対応いただけたらと思います。

もう一つ、4月1日から、この児童福祉司の数というのが人口とか虐待の相談対応件数等を勘案して、政令で定める基準を標準にして、県が定めるということですよ。先ほど、人口3万人に1人、相談件数に応じてということを言われていて、これはもう政令で定め

る基準でいいのかというのが確認の一つと、それにプラスして、県は今の体制を維持するのか、もう少し拡充していく方向なのかということをお教えください。

石炉こども未来応援室長

ただいま、古川委員のほうから、児童福祉司の配置基準について御質問を頂きました。

先ほどもお答えさせていただいたとおり、国の基準に基づいて政令で定めるということで、それについては県として定めていくということになります。現状といたしましては、国の基準につきましても経過措置がございまして、令和4年度までにその必要な配置を満たすべくというふうなことでございまして、現在、順次人を増やしておるところでございまして。

ですので、現行の人数で今足りているとは考えておりませんので、今後、令和4年度に向けて、計画的に人の配置を増やしていきたいと考えております。

古川委員

分かりました。大変な状況、先ほど黒崎委員からもあったように大変な仕事、職場の状況も大変ということなので、速やかに対応していただきたいと思います。

あともう1点、3点目として、これも4月1日から、児童相談所の業務の質の評価を行って、業務の質の向上に努めるということもあるんですけども、これはどういう体制を考えているのでしょうか。

石炉こども未来応援室長

ただいま、児童相談所の質の評価についての御質問を頂きました。

これについては、外部の、例えば第三者機関による評価とか、いろんな手法があるかと思っておりますので、今後、こういった形で質の評価といったものをしていくかについて検討してまいりたいと考えております。

古川委員

この点も今後ということなので、速やかにまた検討を進めていただきたいと思います。

9月の一般質問でも言いましたけれども、人数の体制強化というのも当然必要ですけども、やっぱり経験年数、先ほど黒崎委員からもありました、経験年数を長期化していくというところも重要だと思っておりますので、そのあたりしっかりと進めていただきたいと思います。ただ、専門職が同じ場所にずっとというのも、また閉鎖的になるという弊害もあるので、そのあたりはかなり僕も懸念をしておりますので、うまいこと、人事交流とか他県とかの交流とかもしながら対応していただきたいと思います。

人事の関係はどちらかということと主管課の方に答えていただきたいと思いますけど、県民環境政策課がないので、部長か副部長のほうで、今後の対応について何か。

板東県民環境部長

児童相談所の体制強化、正に最後の砦という施設ですので、昨年7月来、いろんな形で議論もし、法改正も行われる中で、体制の強化ということに取り組んできております。

今年度、新たに児童福祉職という採用枠を設けまして、5名の任用ということで、作業を今進めておるところでございます。先ほどのそのベテランと新人という問題点も、Uターンしていたり、現在、既職の職場でそういうことに取り組まれている方などの採用に努めて、できるだけ経験値が高い職員が現場実装できるよう進めていきたいと思っております。

そういったことで、どうしても専門職で採用しますと流動性、閉鎖的で固定化されますので、委員御心配のようなこともあろうかと思いますが、できるだけ、当然一般職で資格を持っている方の採用もございまして、様々な形で交流を図って、あまりそういう形によくないようにしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

須見委員長

午食のため、委員会を休憩いたします。(11時56分)

須見委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時03分)

それでは、質疑をどうぞ。

原委員

お尋ねします。児童虐待対応件数についてですが、2018年度から2019年の増加は、どのくらいあるか教えてください。

石炉こども未来応援室長

ただいま、委員から、児童虐待対応件数の2018年度から2019年度に向けての増加についての御質問を頂いたところでございます。

2018年度、平成30年度につきましては、先ほど来、お答えしておりますとおり、過去最高の756件ということで、今年度につきましては、まだ年度の途中でございまして、各月で報告は入ってくるんですけども、今の時点での件数については持ち合わせておりません。

原委員

じゃあ12月から189(児童相談所虐待対応ダイヤル)が無償化になりまして、増加する見込みとなります、相談件数は12月はどのように増えていますか。

石炉こども未来応援室長

12月から189の無償化に伴いまして、相談件数の状況でございますが、189だけの相談件数というのも統計として取ることができるような制度にはなっておるんですが、すいませんが、今ちょっと児童相談所のほうに問合せ中でございまして、また後ほど御報告させていただきたいと考えております。

原委員

分かりました。それとあの資料5-2の29ページ、(1)の児童相談所の体制強化についてですが、高度な技術等習得の専門性の向上とありますが、どのようなことなんでしょうか。

石炉こども未来応援室長

児童相談所の職員の専門性向上についての御質問かと思っております。

児童相談所の職員は、いろんな保護者の支援であったり子供の支援ということで、高い専門性を必要とするところがございます。その専門性の強化につきましては、特に、そういう家族対応について、専門家を招へいしてのいろんな研修など随時研修を毎年実施しておるところでございます。

原委員

更なる強化をしていただいて、各委員のおっしゃってくれたように重点事項だと思いますので、更なる強化をお願いします。

扶川委員

午前中の質問に関連して少し、先に簡単なものからお尋ねしておきますが、保育現場で事務負担が増えているということですが、介護助手の話は今日午前中ありましたけど、保育分野で保育助手の話もあったと思うんですが、高齢者のね。その取組はどうなっているんですか。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、扶川委員から、保育助手についてのお尋ねを頂いたところでございます。

保育助手につきましては、現在のところ、アクティブシニア保育現場就労促進事業ということで進めさせていただいているところでございます。このアクティブシニア保育現場就労促進事業と申しますのは、御承知のとおり、保育現場の慢性的な人材不足、この解消の一助となりますように、保育現場の環境改善、就労環境の改善と、また一方で平均寿命の延伸に伴いまして、元気で意欲のあるシニアの就労や地域貢献活動など、活躍の場を広げていくといった双方の観点から、今年度6月の議会におきまして予算化していただき、事業を進めているものでございます。

こちらにつきましては、大きく保育支援者という保育の周辺業務を担う方、それから保育補助者という保育を保育士とともに行う、いわゆる保育の最前線のところで子供と触れ合うところでの補助者という二つで進めていくこととしております。その事業のスキームにつきましては、国縣市町村の事業立ての下、この保育助手を実現していくこととなっております。今年度につきましては、7月に予算をお認めいただいてから、各市町村のほうにお声掛けを行い進めているところでございます。

現在のところ、1市におきまして12月期の補正予算に計上していただいているところでございまして、事業化になりました運びには年明けからスタートするといったような状況でございます。

扶川委員

そしたらこれからということで、是非、成功するようにお願いしたいということで、様子を見て、また議論したいと思います。

それから、もう1点、追加質問で、児童相談所の件ですけど、これは念のための確認ですけれど、午前中の答弁では、4月1日からの法改正によって、介入と支援を分けることについては、法律上義務付けでないのでしょうか。そうでなかったら答弁のような、必要な場合には分けているということにならないと思います。そのあたりちょっとどうなっているのか、補足で教えてください。

石炉こども未来応援室長

ただいま、扶川委員のほうから、介入と支援の分離について御質問を頂きました。

法改正されておまして、来年の4月1日から施行となりますので、その介入と支援のやり方については、現在、各児童相談所とどういったやり方がいいのかについて協議をしておるところでございます。

扶川委員

質問の意図はね、法律改正しても、別に義務的に分けなくてはいけないというふうにはなっていないんですねということです。

石炉こども未来応援室長

ただいま、扶川委員のほうから、義務的に分けなくていいのかという御質問を頂きました。

これについては、法律上、支援と介入の方、人を分けるようにというものではございますが、運用について具体的に国のほうから示されているわけではございませんので、そのやり方については、今後、国の動向なども確認しながら、本県の児童相談所として最も適切なやり方で分ける方法を検討してまいりたいと考えております。

扶川委員

まだはっきりとしないということなんですかね。県の考え方としては、示していただいたとおりで私はいいと思うんですけど、無理やり分ける必要はないと思うんですけど、そのあたりの意見はしっかり国に言っていただいて、おっしゃったような形で推進していただければいいと思います。

それからひきこもりのことですが、実態把握については、6月議会で私がアウトリーチ、要するに訪問しないとなかなか把握できないよと、民生委員さんが把握しているのは一部だけでしょうというふうなことを以前に指摘しておりましたが、正にそのとおりだったなと思います。それにしても貴重な取組で、550人把握されたものに対応ができるわけですから、それはいいことをなされたなと思います。

しかし、岡田委員さんからも御指摘があったように、まだまだ残っております。私は、これは10倍ぐらいいるはずだと思っておるんですけども、それを6月以降、全国一の取組をしていると言われている、秋田県の藤里町に行ってまいりまして視察しました。

そこで、最初は全戸訪問でやっていたのかなと思っていたら、ちょっと違っていたところもありまして、あそこは社会福祉協議会の人、責任者が中心になって、社会福祉協議会が地域包括支援センターを引き受けているということであって、いろんな情報を集められる立場にあって、そのことによってある程度ターゲットを絞って訪問できる、まず情報収集をきちんとやっただけで、その上で、一軒一軒声掛けをしていったんだけど、必ずしも専門家がやってないんですね。社会福祉協議会の職員がやっている。それも専門家のような顔をしていくと、専門家としての仕事を期待されて、次にながかりされるんだそうで、そんなことはできないので、とにかく情報提供をする。こんなことをたまり場でやっていますから、出てきませんか、面白いですよというようなね、当事者が作ったニュースを届けるんだそうです。そうすると、三々五々その当事者の人がつくったセンターのほうに集まってきて、ちょっとした軽作業をやってみようとか、シルバーみたいにシルバーが引き受けられないような作業を受ける仕組みを作ってみようとか、それでちょっと地域でお手伝いしてみようとか。みんな働く意欲は持っているんだけど、一歩が踏み出せない人が恐る恐る施設をのぞきにきて、入ってみると意外とその施設の中に、老人ホーム、老人クラブの人であるとか、商工会の人であるとか、シルバーの人であるとか、ボランティア関係の人であるとかがいて、「おまはんちゃんとやらなんだらあかんでよ」と、親に説教されたら反発するんですけども、引きこもるんですけども、第三者にそういう温かい声を掛けていただくと、それが励みになって社会復帰につながっていくということを学びました。

ここで言えることは、アウトリーチで把握するというだけに限らず、行政が把握できるあらゆる手段を使ってターゲットを絞っていく、もちろん個人情報管理できる人たちの間だけできちっと把握してやっていく。それから、まず受け皿を作らなくちゃ駄目だということが、最大の教訓でございます。そうすると、必ずしも専門家じゃなくても大丈夫。ただし、専門家じゃなければ対応できない事例はあります。それは精神疾患を持つような方ですね。それは県が、今、「きのぼり」で養成していますから、そういう人たちが、手を借りて、市町村に派遣して進んでいく。大分、行ってきてイメージが湧いてきました。

そういう取組をこれから進めていただきたいということなんです、今申し上げたような情報を、是非、これから市町村にも普及していただいて、取組を進めていただきたい。とにかく出てこられる居場所を作ることが大事ですよということ、これは非常にポイントですので、教えてあげてほしいと思います。

今の現状は、残念ながら、ひきこもり地域支援センターを作って、市町村が県の支援を受けて、その事業をやっているのに、前にも申し上げたように三好市しかやってない。これでは駄目ですね。ここで何とかしなくてはいけないわけですが、どのような取組をされるのか御説明ください。

戸川健康づくり課長

ただいま、扶川委員のほうから、今後のひきこもり対策についての質問を頂きました。

扶川委員が実際に訪れました藤里町の内容だとか情報等につきまして、そういった取組があるというのも、我々も知ったところでございますので、そういった例があるということも地域によってはうまく合致する所もあるかと思っております。地域それぞれ、都市部であつ

たり山間部であったり、いろいろ事情が違いますので、全てがそういったケースが合致するかどうかというのはあるとしても、そういったやり方があるということにつきましては、これからの各自治体に向けての紹介例として参考にさせていただきたいと思っております。

それから、「きのぼり」の事業につきまして、ひきこもりサポーター養成研修等を行って、訪問についての人材育成についてはやっておるところでございますけれども、それだけやっていたら大丈夫だということではないということも理解しております、その地域に合った訪問といいますか、地元の方々の民生委員さんだとか、それから社会福祉協議会の方々、そういった方々との連携も必要かと思っております。

三好市の例も紹介いただきましたけれども、まだそういった派遣事業をしているところが、現在、三好市だけというところもございます。広く、私たちといたしましては、派遣事業についても各自治体に紹介して、こういった制度があるということについての利用を呼び掛けていきたいと考えております。

扶川委員

是非、よろしく願いいたします。実は私の事務所もひきこもりの上に長いこと家のほうにいた方が二人、アルバイトに来ておまして、大分前向きに仕事ができているということで、家族の方が喜んでくれています。その人にひきこもりなんて言ったら怒りますけどね。そうなんだそうです、ひきこもりなんて言うなど、出たくなかったからただけなんで、それは自分の勝手だろと。そういうことなんですよね。来てみれば、ごく普通の人なんですよ。本当に病気で障がいを持ってて、どうしようもないという人は、援助が必要な人は限られているんです。出てくるきっかけさえ与えてあげれば、ちゃんと社会復帰できる人が大半だ。113人の対象のほぼ全てが、ほんの一握りを除いてみんな社会復帰できたということを、藤里町の方は言うておられました。550人にとどまらないと思います。私はその10倍はいると思います。貴重な人材ですので、積極的な大事な取組と位置付けて、取り組んでいただきたい、応援したいと思っております。

それでは次に、さきの本会議で質問をさせていただいた、生活保護受給者の車の保有の問題ですが、さきの本会議で、本県の公共交通サービスを取り巻く厳しい状況や福祉事務所からの意見を勘案し、山間、へき地における生活用品としての自動車の保有については、通勤や障がい者の通院以外にも認めるべきとの意見を回答しているという答弁を頂きました。

この書類で書かれている御回答は、こう書いてあります。改正意見として、自動車については、通勤や障がい者の通院等の用途に限らず、生活用品としての保有を認めるという内容です。その意見提出理由は、都会では公共交通機関が充実しているが、山間部では駅やバス停まで遠い上に便数も少ない。移動手段が乏しいため一般的に自動車が生活用品であるというものです。

私は、これは本会議で、すばらしいと言って褒めるつもりだったんですが、時間がなくてできませんでした。徳島県の福祉行政の姿勢について、私の評価がぐんと上がりましたので、これを期に、是非、この精神でそれぞれの県下の福祉事務所に対して、必要な助言を頂きたいという観点でお尋ねをしておるわけです。

徳島県下では、今年6月1日現在、車の使用が認められておる件数というのは148件と調べていただきました。生活保護受給世帯数は約1万400世帯ですから割合にするとわずかに1.4パーセント、100世帯に1世帯しか車の保有を認められていない。一方、生活保護受給者でない場合は、県下の車両台数は自家用車だけ見ても、今年8月末現在で60万5,000台。世帯数が30万8,000台ですから、保有率は196パーセント。ほぼ2台ほど、全世帯が平均して持っている。生活保護受給者がいかに移動に不便な状況に置かれているかということがお分かりと思います。我々も若干、前の期にはいやらしいことをやりまして、この委員会で家に車がない人ありますかと手を挙げてもらったんですけど、誰もおりませんでした。当たり前だと思います。

しかし、生活保護受給者であっても、それだけの生活ができてない人であっても、車なしに生活ができないから諦めるという人も多いんですよ。2017年に沖縄で困窮世帯を対象に行った調査がありまして、生活保護を受けてない理由の25パーセント強が、車を手放したくないから、あるいは車両保持を認められないと思うから断念したんだそうです。この結果というのは、私が日々行っている生活相談活動の中での実感に近いものです。

こうした現実ですから、この本会議で頂いた答弁を、是非、これからそれぞれの福祉事務所にその精神、ほかにも答弁いただいておりますけども、今のルールはこうだと、県はこう思うけれども、残念ながら国の基準は結構厳しいものがまだありまして、それも紹介いただいております。ただ、その国が示している基準を運用するのは福祉事務所でありまして、相当な裁量権がある。一体、公共交通機関の利用が著しく困難な人とはどういう人か、通勤、通院等の場合で処分価値が小さい車であることを前提にして、自動車以外に方法がないこととはどういう状況に置かれた場合か等ですね。この具体的な適用については、福祉事務所の裁量が大きいんですね。

そのために、これも前に紹介しましたがけれども、県下で実際に車を認めている自治体はものすごく大きな割合の差があります。最低の徳島市では0.2パーセントですけれども、最高の西部総合県民局も7.何パーセント、比べますと39倍もの差があるんですね。徳島市は1番公共交通機関が発達しているからいいとして除いても、美馬市と比べてもまだ20倍近い差があります。それだけ現場の運用の差があるんですよ。それはいいことなんです、私に言わせれば。それだけ裁量ができるんだということなんです。

これを生かして、低い水準に合わせるのではなくて、答弁を頂いた県の姿勢に基づいて、できるだけ県民の利便性、生活自立に役立つように高い水準を目指して、弾力的な運用というのを御助言いただきたい。このことだけお願いしたいので、御回答をお願いいたします。

福壽国保・自立支援課長

扶川委員の生活保護に関する熱い思い、本当に受け止めておるところでございます。

ただ、次世代人材育成・少子高齢化の委員会でございますので、文教厚生委員会のほうが生活保護を所管していますので、補完的に申し上げます。

生活保護については、最低限度の生活の保障と自立の助長を目的とした制度でございます。きめ細やかな援助と適正な審査を実施することを常に考えておる次第でございます。福祉事務所に対しては、十分この辺についていろんな会議等を通じましてお伝えしてい

たいとこのように考えております。

扶川委員

よろしくお願ひいたします。

それでは、看護師の要請についてお尋ねします。

高齢化に伴って、慢性期の患者が増えていく中で、今後は病院で急性期の病床を削減して、在宅での医療サービスにシフトさせるというのが、国や県の方針でございます。そのために、医師や看護師不足への対策というのが必要なわけですが、私の本会議の質問に対して、医師の判断を待たずに一定の診療補助行為を行える、平成27年10月に創設された看護師の特定行為研修制度の増加を図っているということをお答えいただきました。

そこでお尋ねをいたしますが、現状で行っている研修の受講の状況は県内でどうなっているのか、実績とか研修場所とか仕組みとか一式を教えてください。

岡医療政策課長

扶川委員より、特定行為に係る看護師の研修制度についてお尋ねがございました。

扶川委員からも御言及ありましたように、平成27年10月から、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助、特定行為を行う看護師を養成する、特定行為研修を修了した看護師については、この特定行為を行えるようになっております。国においては、各県1か所の研修期間の設置、2025年までに10万人以上の養成を考えているところでございまして、本県としましても、令和5年度に40人という目標を掲げて事業に取り組んでいるところでございます。現状、平成29年の特定行為研修修了者については11名となっているところで、今後も計画的に研修修了者を増やしていく必要がございます。県としては、特定行為研修を受ける研修自体を受ける方に対する研修費の補助などを通じまして、研修修了者数の増加を図っていきたいものと考えております。

扶川委員

2点合わせてお尋ねしますけど、一つは、この特定研修を受けた看護師の中に、これは事前に少し説明を受けましたが、国の国家資格ではないんだけど、病院のNP養成をやっているグループが認定をするという形、呼び名を与えるという形で診療看護師というものを育ててくれると。これは特定行為ができる看護師の一種なんだけれども、幾つもの21区分38行為ある特定行為の部分部分をできるというのではなくて、包括的に相当な医師のするような治療行為が、診療行為ができるということで、これアメリカなんかでは早くから導入されてナースプラクティショナー制度と言うんだそうですけれども、お医者さん不足に大きく寄与しているということです。

徳島県には、そこまで広範な指示書に基づいてやれる看護師さんはまだ一人もいないそうですけれども、今後、こういうお医者さん不足にも対応できるような非常に高いスキルを持った看護師の養成というのが求められてくると思うんですね。そのあたりについて県のお考えということをお尋ねしたいのと、併せて、あと2点お尋ねしますから、そういう養成機関が徳島県内にないとなれば、徳島大学はじめ看護師を養成できる医療機関をお願いをして、そういう研修機関を作っていく必要があるのではないのかということをお尋ねし

たいのと、その待遇について、今の特定行為をできる看護師さんの待遇がどの程度アップするのかということと、新しい資格を作っていけば、それがまたどの程度の待遇がもらえるんだろうか、そういうあたりの説明を3点、お願いいたします。

岡医療政策課長

扶川委員より、3点御質問を頂きました。

まず、ナースプラクティショナーでございますが、扶川委員からも御発言がありましたように、アメリカでは、医師の指示を受けずに一定レベルの診断や治療などを行うことができる公的資格として、アメリカなどにはあるところでございますが、日本においては現在こういった制度はないところでございます。日本にあるのは、先ほど御説明したように特定行為というカテゴリがあり、研修を受ければその特定行為というものをやっていけるという制度があるところでございます。委員から今頂いたように、1分野でもこういう研修を修了していれば特定行為のその分野については、特定行為をできるということになります。より幅広い研修を受け、かつ大学院教育を修了している人については、独自の民間の認証機関のような所でナースプラクティショナー教育課程修了者として認定していることもあると認識しているところでございます。

県内における教育機関なんですけれども、特定行為研修の機関について、現在、県においては設置、所在していないところでございます。特定行為研修修了者を増やしていくためには、やはり県内にこういった機関があることが研修の受講につながっていくものと考えておりますので、関係機関等と調整しながら、こういった機関を設けていけるように関係機関と協議、調整等してまいりたいと考えているところでございます。

最後の待遇面のところでございますが、すいません、今ちょっと診療報酬上の扱い等、詳しいところを持ち合わせていないのでありますが、やはりこういった資格を取ることで何らかの待遇が上がっていくということがなければ、なかなか資格を取るモチベーションアップにもつながってはこないところだと思いますので、各医療機関において、そういったことには是非とも取り組んでいただきたいと思いますと考えているところでございます。

扶川委員

分かりました。県西部なんかは、本当に緊急の医療体制まで危機に^{ひん}瀕しているということですので、こういう看護師さんがお医者さんに代わってある程度のカバーをしてくださったら、本当に助かるんですね。これから地域医療を支える訪問看護の中でも、お医者さんが訪問診療をする体制、これ本会議でも申し上げましたけれど、まだ目標どおりいってないんですね。大きく遅れています。その中で、ナースステーションは順調なので、その看護師さんが一定範囲ですけども、お医者さんでなくてもできる診療行為というのをできたら、これは大きく寄与すると思うんです、地域の医療体制にね。これを是非積極的に進めていただきたい、進めていただけるということですので期待をしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、地域共生社会推進検討会議の最終取りまとめ案についてお尋ねをいたします。

今日のひきこもりの議論でも、ちゃんと相談体制を作っていくことが大事だということ

は明らかになっているわけですが、その少し前、これも新聞報道で12月11日に、ひきこもり相談をやはり同じタイトルで包括的にやろうということで、厚生労働省が地域共生社会推進検討会の最終取りまとめについて報道されました。これも私は本会議で取り上げたんですが、私のイメージ、私が勉強してなかっただけで、国は先にそういうことに取り組み始めているんだなと思いましたが、年齢も、それから内容も、介護とか医療とか障がいとか、今申し上げた生活の困窮であるとかひきこもりであるとか、いろんな問題にワンストップの窓口で対応して、それでしかも伴走型の支援をして、一緒にいろんな問題を解決していくというすばらしいですよ、理念としては。是非、実現してほしいと思うんですが、ただ、本会議の答弁で言われている、とくしま・くらしサポートネット事業をやっていますよと既に言われたのでは、これはもう全然イメージが違うなと思いましたが、これ社会福祉協議会なんか協力して、協働して、連携して、そういう仕組みを作っていくということなんですけど、補助金が10万円でしょ、1組織当たり。そういうふうな、言えば、やってるけれどもどこまで実効性があるのか、私自身が知らなかったぐらい余り困っている人たちの目に見えていません。はっきり言って、まだこれでは機能してないと言って間違いないと思います。胸張れるものではないと。美馬市でやってるといふ御答弁でございましたけれど、これもまた美馬市のほうも取材してないので、軽々なことは言えませんけれど、全県的に見れば、まだまだこれからという状況なんだろうと思います。

そこで、この地域共生社会推進検討会の最終取りまとめ案に沿って、これから徳島県としてどのようなスケジュールで、どのような対応をしていくのかということについて、概要を御説明ください。

頭師保健福祉政策課長

扶川委員から、包括的な相談体制、特に、地域共生社会推進検討会の最終取りまとめ案を受けての御質問でございます。

委員からお話もありましたように、先日、12月10日に厚生労働省の地域共生社会推進検討会において、この包括的相談体制の今後の取組について最終取りまとめというものが発表されたものでございます。国のほうの今後の展開については、今回の検討会の報告を受けて、更により詳細な要件や基準、また財政支援の在り方、そういったものの検討を更に行い、来年の通常国会に社会福祉法の改正など、そういったものを提出し、早ければ2021年度から新たな事業が実施されるとされているところです。

今回の最終取りまとめの中でのポイントでは、市町村が本人又は世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援を行う。また、就労支援とか居住支援などで社会とのつながりを回復する参加支援というものを行う。さらには、孤立を防ぎ地域における交流とか役割を生み出す、地域づくりに向けた支援を行う。この三つの支援を市町村が一体的に実施するといったことが提言されているところでございます。また、積極的なアウトリーチや、それから問題解決に非常に時間が掛かるということもありますので、継続的に寄り添って問題を解きほぐしていける伴走型支援のアプローチを求めているようなところでございます。

このような検討がなされる中で、その取りまとめの中で、その支援体制の在り方なんですけれども、これは特定の相談機関や窓口が全てを丸抱えするのではなくて、適切に協働

を進めて市町村全体で、チームで支援を行うものであると。そしてまた、具体的な体制は、実情に応じて市町村において設計を行うものとされているところがございます。これまでの検討会の中でも、地域包括支援センターをベースとして、そのほか障がいだとか児童だとかの機能を統合して一つの総合窓口を作るケースであったり、また例えば、市の各課、生活困窮の課、児童それから障がいなどに対応する課がございますが、それぞれに窓口連携の担当職員を置いて、そしてその職員を通じて連携していくと。様々なケースが実際にも見られているところがございます。先ほど委員のお話にもありました美馬市の例も、社会福祉法人がそれぞれ個別の担当している分野は違うんですが、その事業の関わりの中で把握したいろんな課題、それを普段から連携を図っておりますので、その連携しているほかの専門家である法人につないでいく。また、どうしてもこれは連携している法人の中では解決できないというものは、市の社会福祉協議会を通じて、それぞれの専門機関につなげていくというもので、非常にこの連携というところが重要になっております。

このような動きがある中で、今後の方向といたしましても、やはりそれぞれの市町村の実情に応じた、また社会資源の在り方もそれぞれの市町村で違いますので、そういった状況に応じた相談体制の在り方というのがあるのではないかと考えております。既にノウハウを持っておる社会福祉協議会だとか、そういったところの活用というのはもとより、それぞれの専門機関におきましてもこの法律が今後改正されるということですので、そうしたところの動きに合わせて、今後のノウハウそれから研修、そういったものをするによって、その人材育成も図りながら、この連携体制の中で、包括的な相談体制を作るというのが、非常にスピードとしても早くできるのではないかとこのように考えておるところでございます。

扶川委員

連携が非常に重要ですよ。今、最初のひきこもりのところでも出てきました、藤里町のところでも出てきました。とにかく、社会福祉協議会とか地域包括支援センターとか、今おっしゃった社会福祉法人等はもちろん市町村とか、いろんな所がばらばらな制度でばらばらな情報を持って対応している。これを一つにまとめていく、もちろん医療機関もそうですね。訪問診療の中でも地域の実情が分かるわけです。それを共有しながら、地域に一人も困った人を残さないという観点で取り組むことが必要で、これ正に理想的だと思うんです。

ちなみに、私の生活相談所は何でも相談所でございますが無料でございますが、ありとあらゆる相談がやってまいります。なぜ、そこまで地域で頼りにされているかということ、自慢でございませぬけど、申し上げますと、とにかく付き添うんです。一緒に行くんです。弁護士の所に行くにも、司法書士の所に行くにも、病院に行くにも、役所に行くにも、全て付き添って行って、一緒にお話を聞いて一緒に考えて助言をするというスタイル。その行った先々で全部、専門家が力を貸してくださるので、それで何でもできるんです、基本的に。ちょっと難しいのは、精神科の医療だけは無理ですけど、それはもう精神科のほうにお連れしますけど。

そういう動ける人、伴走してアウトリーチができる人が、是非、必要です。本当にそういう専門家が要るのではないかと私は思うんですね。今の仕組みを利用するのは非常に大

事ですけれども、もう少ししっかり国に対して財政支援を求めて、そういう専門家を配置できるぐらいの制度作りをしていただきたいというのが私の願いでございます。そうすると私の所も少し暇になるんで助かるんですけれども、今後の取組としてそのような意見も国に上げていただきたいと思います。どうぞよろしく。そろそろ時間ですので、また御答弁お願いします。

頭師保健福祉政策課長

今後の財政支援も含めたお話でございます。

委員おっしゃるとおり、確かに人材育成というのは非常に大事でございます。今回の取りまとめでも県の役割として、そうした県全体を対象とした人材育成であったり、また実際の支援員の方のネットワーク作りであったり、そういった環境整備を進めることが求められております。あと、財政支援につきましては、今回の取りまとめの中では、断らない相談支援の機能の確保に必要な経費について一括して国が交付することを検討すべきであるというふうな提言がなされております。ただ、これだけの大まかな記載にとどまっております。その在り方については、今後、国において検討を進めるというふうになされているところでございます。

我々としては、県のほうでもそういった市町村を支援するという立場で、また必要な経費も発生してこようと思っております。それら全体につきまして、今後の国の検討の状況を注視してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

扶川委員

もう一つ、地域包括ケアシステムについてもお尋ねする予定だったんですが、あともう数分なのでやめておきますが、数字だけ、一つだけ最後に答弁しておいてください。

地域包括支援センターというのは、要支援介護高齢者のケアプランの作成だけではなくて、いろんな地域での高齢者を支える居場所作りであるとか、立派な仕事をされているわけですが、その活動の一つのメルクマールとなるのが地域ケア会議の開催でございます。この開催数について、ちょっと数字をなくしてしまったので教えてほしいんですけれども。これから地域に必要なってくるのは地域包括ケアシステム、その中にこういう相談体制も含めて、文字どおり困った人を一人も残さない、高齢者から子供まであらゆる全年齢の人を対象にした相談とケアの体制を作っていくてはいけません。それがこれからの大きな課題でございますので、その一つの大事な分野として、地域包括ケアシステムの柱となる地域包括支援センターの取組についてまた議論してまいりたいと思っております。先ほど申し上げた地域ケア会議の開催状況等について教えてください。

六鹿いきがい・活躍推進室長

ただいま、扶川委員から、地域ケア会議の開催状況についての御質問を頂きました。

この地域ケア会議でございますが、平成27年4月の改正介護保険法によりまして、市町村は地域ケア会議を置くように努めなければならないと明記されたところでございます。これにより、各市町村におきましては、個別課題の解決を目的に開催する地域ケア個別会議や、個別課題の積み重ねから地域課題を発見し、市町村としての政策につなげることを

目的として開催する地域ケア推進会議が開催されております。この会議には、医療や介護の専門職に加え、地域包括支援センターの職員や生活支援コーディネーターなど、多くの職種が一堂に会しまして、多職種の視点から個々の高齢者の課題を明らかにし、効果的な支援を幅広く検討しているところでございます。

ただいまの回数についてでございますが、回数についてはそれぞれの市町村におきましてカウントの前提や取扱いが異なり一様ではございませんが、取りあえずこちらのほうで昨年度の実績状況として把握している回数は、県内全市町村において開催されておまして、約450回程度と認識しておるところでございます。

扶川委員

450回。一つの自治体なら結構な数ですけど、全ての市町村で450回。私は多いと思いません。まだまだこれからと。しっかり推進していただくようお願いをして終わります。

浪越委員

それでは私のほうから、非常に具体的な質問から抽象的なこと、再度問合せになるかもしれませんが、お聞き願えたらと思います。

今年の5月ですか、4月にこの場所に出していただきまして、5月にある家族のお婆ちゃんとお話をさせていただくという機会がございました。お孫さんが4年制の看護大学で関西方面に行かれています。それで昨日です、そのお孫さんが1月に成人式を迎えるから、お祝いをしてあげてねと。そのお婆ちゃんも同じように看護師をなさってまして、お孫さんがお婆ちゃんと同じように、人助け、人と関わる命に関わる仕事をしたいという思いの中で、関西方面の看護大学を目指しました。

そこで、具体的に一つ目は、2025年に必要な看護職員の人数を出すための計算を全国で行われていると、これも多分5月の末ぐらいだと思われまます。でも、厚生労働省におきましては、数年おきに看護職員の需要と供給の推計値を示しております。この需要推計に基づいて看護学校の入学者数や看護師の勤務環境の改善策などが決まっていくと。そして、現場の看護師にとっても、これは影響の大きいデータであるということをお聞きいたしました。これには都道府県の地域事情を加味したり、今回1番、私の思ったのは、対象外だった精神病床などを加えられたことによって、2019年度内に最終的な全国推計値として公表される予定とお聞きはしております。ただ、新聞報道なされたか分かりませんが、私も知識が足りません。今、この状況の数値が公表されているなら、どのような状況かを、まずはお聞かせ願えますか。

岡医療政策課長

浪越委員より、看護需給の見通しについて御質問ございました。

委員からありましたとおり、第8次の看護職員需給見通しということで、厚生労働省から各都道府県ごとの需給を調査するとともに、それを積み上げた上で、全国の需給見通しを行うということが行われているところでございます。10月21日に、厚生労働省が中間取りまとめというところで公表したところでございますが、徳島県の2025年時点の需要供給のバランスについては、様々なシナリオがございまして、それぞれの看護職員が超過勤務

10時間以内、かつ有給休暇10日取るという前提におけば、326人の過剰となるところでございますが、超過勤務ゼロ時間、有給休暇20日以上という前提におけば、581人の不足ということでございまして、ちょうど不足とも言い切れないし過剰とも言い切れないということで、引き続き、県においては育成を進めていく必要があるところと考えております。

1点補足すれば、今回の需給推計というのは、国から推計ツールが示されているところでございますが、基本的には県のほうで、ドリルといたらおかしいですけども、国が示した様式に対して県の数字を入れていって、出てきたものを報告せよという形でございます。ですので、例えば、需要のところであれば、全国平均それぞれこれだけの病床があって、それに全国で1病床当たりだったらこれぐらいの看護師が要ということで需要というのを出していくんですけども、やっぱり徳島の場合は、ここの1床とか一人当たりのその看護職員さんの数というのが大きいので、全国レベルに合わせてしまうと需要がどうしても落ち込んでしまうということもありますし、供給の面から言えば、離職率を一定の値を置いてやっているんですけども、看護職員さんの高齢化が大分進んでいますので、果たして、一定の仮定を置いて離職率をやっていますけれども、今後ますますやっぱり離職率が高まっていく可能性もありますので、なかなか予断を許さない需給の結果かと考えております。

浪越委員

この数字につきましては、私も新聞報道を詳しく見てなかったもので、誠に失礼かと思うんですけど、調べ方によって、ツールによって数値が変わってくると。これはもう全国统一でなさっているというふうにお答えでございましたが、やはり、この作業と併せて、同じように議論されている項目があると思うんですけど、需要に見合う看護師の数をいかに確保するのか、要するに需要に対する供給の対策、これが1番の問題点の中で、三つの大きな視点から新規養成、先ほどの離職も含めて定着促進、その次に復職支援、離職なさった方がまた改めて病院に働きたいとかも含めて、具体的に七つの議論をなさっていることを私も教えていただきましたが、少し長くなりますがお話させていただきます。1点目は夜勤従事者の確保、2点目がハラスメント対策、3点目が看護助手の活用、4点目がキャリアパス教育、先ほども議論がなされたと思いますが、その次に訪問看護や介護サービス分野の人材確保、6点目、偏在対策、7点目がナースセンターの機能強化。この七つの項目を具体的に議論をなさっているみたいなんです。

その中で、これは、6番目の偏在対策の議論のこのうちの一部であります。他の地域だったら看護師がいるのにこの地域では確保できないとか、訪問看護を受けたくてもここでは数が足りないとか、非常に地域差のある問題である。その次に、医療過疎地では看護師を募集しようにも応募者がいない。医師需給で行っている偏在データの把握や地域枠の考え方はできないかというのは、その中に議論していただきたいと思います。医師のその偏在データの把握、地域枠というのは、多分、この2019年から始まってらっしゃると思われませんが、徳島県におかれましては、それは今は適正になっておられるかどうかをお答えいただけますか。

岡医療政策課長

浪越委員より、看護職員の偏在の状況について質問がございました。

東部、南部、西部の圏域別に見ますと、看護職員については、全体で平成30年度で1万3,370名が従事しているところでございますが、圏域別に見ると東部が70パーセント、南部が18パーセント、西部が12パーセントということになっております。これを人口対にしてみますと東部が看護師、准看護師合わせて人口10万対当たり1,727人、南部が1,620人、西部が1,884人となっております。最初に申し上げたとおり、圏域別に見ると東部、南部、西部の順番になっているんですけれども、これを人口対にしてみると西部、東部、南部となっているところでございまして、もちろんこの人口当たりでならして比べるということに議論があるというのはもちろんでして、例えば、西部とか南部でしたら非常に面積が広大な所もありますので、人口だけで議論していいのかという議論もありますが、状況としてはこういう状況となっております。

加えて申し上げておくと、西部は人口当たりの看護師、准看護師の数は多いんですけれども、1点、非常に高齢化が進んでいるところでございます。県平均で見ると60歳以上の従事者が14パーセントですが、西部は17.9パーセントということで、非常に高齢化が進んでいるところもございまして、やはり新規就業、若い方の就業を促していく必要があるというのは県としても認識しているところでございます。

浪越委員

おっしゃるとおり人口比で見れば、ごくごく県内全域平均的になられていると。そこで、やはり私が思う、私の個人的な意見で誠に申し訳ございませんが、次世代人材育成・少子高齢化対策委員会というのを見させてもらったときに、いかに次の世代を育成することが、その高齢化対策につながる委員会であると、当初私はそのように認識をさせていただきました。

この看護師に関しましても、医療問題、地域間格差は別にして、私の友人、ある島の友人が、医療関係、看護関係の大学に行った場合、月5万円の奨学金、その4年後に帰ってきたら、3年間そこで地域医療に従事をしていただけたら奨学金免除っていうところに、私の友人のお子さんが今取り組まれております。ただ、職業選択の自由も含めまして、地域どこで、日本国内どこで住もうと自由でございまして、やはりこれだけ極端にしなければ高齢者の看護師が多すぎて、意識改革をしてもらいたいという意見があったみたいです。それを教育委員会の、そこは中学校から、そういった取組をしなかったら自分たちのお父さんとお母さんが医者に掛かったときに、特に、1日で帰ってこられるけがだったらいいですけど、何日か泊まらないといけないとなったときに、非常に周りの方々がストレス、要するに、一緒に仕事をしてくれる方がおいでるんですけど、人数が足りないためにその配置も含めてとなる状況があるよというふうなお話を聞いたことがあります。私が1点、先ほど言ったように、医師需給が足りないという偏在データを今後どのようになるか分かりませんが、県内におかれましても、必ず5年後、10年後は見えているわけであって、5年対策、10年対策も含めてどのように、今の現状を地域の方々に知っていただいて、そして次の世代にどのように伝えていくことがこの対応となるのか。

それともう1点、この2年か3年で看護大学がすごく増えていると思います。それは何かというと、このデータで見たら、多分、1番不足しているのはもしかしたら東京とか、

もし分かればで結構なんですけど、都会のほうが不足しているというよくニュースで見られますが、そこに地方の学生たちが来られて、そこで2年間、2年たてば早くも就職活動が始まっている状態をよくお聞きします。その看護の次の世代の奪い合いが始まっている状況だと私は考えておりますので、その点のことが、少し抽象的すぎますが、今後のこれまでの対策どおりでいいのか、それとも違う対策をすることによって安全で安心して医療を受けられる環境作りができるのかを、少しお聞かせ願えますか。

岡医療政策課長

2点、委員よりありまして、1点目は、へき地等偏在対策にどう取り組んでいくかという点、もう1点は、5年後、10年後で徳島県以外の地域で医療需要が高まって看護師が不足するのではないかと、そこに対してどういうふうに取り組んでいくのかという御質問であったと捉えております。

まず1点目なんですけれども、へき地については、先ほど申し上げましたとおりに、やはり看護職員の高齢化が進んでおりますので、若者の定着を促していかなくてはならないという点があると思います。県においては、県内でも看護職員を養成しておりますので、その学生に、へき地における看護の現場を体験していただくということで、那賀町とかでどういうふうな医療をやっているかということ、学習の一環として体験してもらって、へき地であるとか過疎地においてどういった医療、患者に密着した医療をやっているということを伝えていく中で、そういうところ、へき地や過疎地での定着を促すという取組を行っているところでございます。

もう1点、徳島以外に流出ということで、徳島への定着を促していくためにという点でございしますが、徳島県においても修学資金の貸付けということを行っておりますので、学校又は養成所に在学する者で将来県内において従事していただける方には、修学資金を貸し付けて何年かの義務を果たした際には、返還免除を行うということを行っておりますので、こうした制度を通じて、県内への定着を促していきたいと考えているところでございます。

小倉学校教育課長

教育委員会では、看護に限ることはございませんが、キャリア教育の一環として、ふるさと徳島に役立つ人材の育成、そういった観点の下に教育を進めております。そういった意味で、看護ですと、例えば、高校では羽ノ浦の看護科がございしますが、そういった方々が県内で学習、勉強する際には実習等で県内の医療機関等とも連携したりしております。

あとは、本県キャリア教育推進指針Ⅱを策定しておりますので、ふるさと徳島を知る、考える機会の創出ということで、看護学科に限らず、徳島の課題を知りつつ、徳島でどういうことを求められていて、どういうふうに関与できるかということをお考えながら、キャリア教育を行っておりますので、こういった点、医療政策課とも協力しながら情報を頂きながら、今後しっかりと研究していきたいと思っております。

浪越委員

今回、代表質問の中で病院再編問題が取り上げられたと思います。同時に、やっぱり医師不足もたくさん様々なところで議論されてきていると思います。それと同じように、や

はり看護師不足というのを、現場の声、これは県、国へ届き、そして広く社会の関心を高めてもらうために、今の現状を特に県民の方に知っていただきたいです。今このような現状に置かれてて、こういう状況ですよと。私も今回質問するまで、申し訳なかったですけど、人数割合も調べることもしておりませんでした、恥ずかしながらですね。でも、この現状を把握することが1番大事なことであり、私は認識しておりますので、お子さんの小学校、中学校も同じであると思います。この地域をどのようにしていくのか、現状把握をしていきたいと、それで今後の動きに注視をいただくことをお願いいたしまして、私からの質問と代えさせていただきます。

須見委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(14時03分)